

名古屋大学長期履修学生制度に関する Q & A

※名古屋大学大学院では、一部の研究科を除いて、長期履修学生制度を実施しています。

* 実施していない研究科：国際開発研究科

* 医学系研究科は、総合保健学専攻博士後期課程のみ実施しています。(総合医学専攻(医学博士課程)は対象外です。)

※研究科ごとに申請資格等の運用が異なる場合があります。詳細は実施研究科の教務担当部署にお問い合わせください。

※以下、「名古屋大学における長期履修に関する取扱要項」を「要項」と省略して記載します。

■申請資格

Q1-1：長期履修学生制度の対象者は？

A1-1：【要項第2】次のいずれかに該当し、修学に相当な制限を受ける方です。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者

Q1-2：「職業を有している」とは？

A1-2：正規雇用者（フルタイム労働者。自営業者を含む。）、非正規雇用者（契約社員、パートタイム労働者等）、自営業者など、雇用形態は問わず、当該収入が生計維持の収入となっていて、職業等の兼ね合いにより時間的に修学に制約があるかを審査します。審査は、1週当たりの就労時間を参考に、個々の事情を勘案して総合的に判断します。

Q1-3：長期履修申請書に添付する証明書類とは？

A1-3：証明書類の例は次のとおりです。詳細は実施研究科にお問い合わせください。

職業を有する者	・ 職業を有していることを証明する書類。 例：在職証明書、社員証（写）、社会保険証（写） 自営業者の場合は事業内容がわかる書類 ※申請書に1週当たりの就労時間を記載してください。 審査の際は、当該収入が生計維持の収入となっており、職業等の兼ね合いにより時間的に修学に制約があるかを確認します。
育児の場合	・ 母子手帳（写）＋住民票
介護の場合	・ 介護保険被保険者証（写）＋住民票 ・ 要介護認定書（写）＋住民票 ・ その他、介護していることを証明する書類。
障害を有している者	・ 身体障害者手帳（写）、医師の診断書等

Q1-4：就労時間は、1 週あたり何時間という目安はありますか？

A1-4：週 30 時間（社会保険加入要件）を目安としますが、個々の事情を勘案して総合的に判断します。

Q1-5：育児や親族の介護を理由に申請する場合、どのような証明を出せばいいのですか？

A1-5：上記 A3 の書類と、希望理由欄に 1 週間あたりどのくらい時間を要しているか記載してください。

Q1-6：外国人留学生は長期履修制度を利用できますか？

A1-6：留学生は、留学ビザの要件との兼ね合いで、資格外活動（就労）が制限されているため対象外となります。

Q1-7：申請は必ず認められますか？

A1-7：提出された申請書類に基づき、研究科教授会において審査します。申請理由等が制度の目的にかなっているか等を審査しますので、申請すれば必ず認められるというものではありません。

■申請

Q2-1：新入生以外にも在籍者が申請することは可能ですか？

A2-1：【要項第 5 第 1 項】在籍中に該当する事由が生じた場合には申請が可能です。ただし、最終年次（博士前期課程 2 年、博士後期課程 3 年）には申請できません。

Q2-2：長期履修を申請する機会はいつがありますか？

Q2-2：【要項第 5 第 1 項】申請する機会は、博士前期課程の方は入学時と博士前期 1 年の 2 月、博士後期課程の方は入学時と 1 年・2 年の 2 月です。

Q2-3：長期履修制度の申請手続きについて教えてください。

A2-3：【要項第 5 第 1 項】所定の期間内に、以下の書類を所属研究科に提出してください。提出された申請書類に基づき、入学予定の研究科教授会で審議し、結果を通知します。

・長期履修申請書、計画書、証明書類

Q2-4：長期履修を許可された後に、許可を取り消される場合はありますか？

A2-4：【要項第 6】申請内容に虚偽が判明した場合は許可を取り消します。その場合は本来それまでに納入するはずであった授業料を納入することになります。また、懲戒の対象になる場合もあります。

■長期履修期間

Q3-1：長期履修は最長でどれだけ認められますか？ 休学年限と在学年限はどうなりますか？

A3-1：【大学院通則第 24 条の 4】標準修業年限の 2 倍に相当する年数以内です。在学途中に長期履修を申し出る場合は、長期履修開始前に在学した期間を含みます。休学年限と在学年限は標準と同じ期間です。

○博士前期課程：標準修業年限 2 年、長期履修期間 3 年・4 年、
休学年限 2 年、在学年限 4 年

○博士後期課程：標準修業年限 3 年、長期履修期間 4 年・5 年・6 年、
休学年限 3 年、在学年限 6 年

Q3-2：長期履修期間は、学期や月単位で認められますか？

A3-2：年単位です。長期履修期間の始期は、4 月入学者は 4 月 1 日、10 月入学者は 10 月 1 日となります。

Q3-3：長期履修学生ですが、勤務状況が変わり、長期履修期間を短縮したい。

A3-3：【要項第 5 第 2 項】長期履修期間の短縮（4 年→3 年など）は、在学中に 1 度、年単位で可能です。なお、履修期間を短縮した後に再び延長することはできません。短縮後の期間で修了できない場合は、在学年限までは在籍できますが、授業料は通常額になります。

Q3-4：長期履修学生ですが、勤務状況が変わり、長期履修期間を延長したい。

A3-4：【要項第 4 第 3 項】長期履修期間の延長はできません。

Q3-5：博士後期課程の長期履修学生です。学年の途中で修了できそうですが、長期履修期間満了まで在学する必要はありますか？

A3-5：【大学院通則第 47 条の 2 第 4 項】長期履修期間が満了する前に学年の途中で修了することは可能です。修了する学年の授業料は、標準修業年限に本来支払うべき授業料総額から在学中に納入した授業料総額を差し引いた残りの金額を、当該学年の初めの月に納入します。ただし、後期に修了予定の場合は前期・後期で 2 分の 1 ずつ納入し、後期分は後期の初めの月に納入します。

（【参考】名古屋大学長期履修学生制度における授業料支払いパターン③を参照）

Q3-6：長期履修期間で修了できなかった場合はどうなりますか？

A3-6：長期履修期間が満了しても卒業・修了できない場合は、在学年限に達するまで引き続き在学可能です。その場合は授業料は通常額を納入します。在学年限に達した場合は退学又は除籍になります。

Q3-7：長期履修期間中に休学はできますか？ 休学した場合の長期履修期間や在学年限の扱いはどうなりますか？

A3-7：長期履修期間中に休学した場合は、休学期間の分、長期履修期間の終期が後ろに延長します。ただし、最長在学年限は延びません（博士前期は在学年限 4 年、博

士後期は在学年限 6 年)。授業料の額や在籍期間の把握が複雑になりますので、所属研究科の事務や指導教員によく相談してください。

Q3-8：長期履修期間の途中で退学する場合、授業料はどうなりますか？

A3-8：長期履修学生としての授業料の額を納入します。未納の授業料が無ければ退学願が受理されます。

■その他

Q4-1：長期履修学生の場合、授業料はどうなりますか？

A4-1：【大学院通則第 47 条の 2】長期履修学生の授業料については、具体的には、「【参考】長期履修学生制度における授業料徴収パターン」を参照してください。

Q4-2：入学と同時に長期履修学生になる場合と、在学途中から長期履修学生になる場合で納める授業料は異なりますか？

A4-2：留年しなければ、「通常の修業年限在学する学生が卒業・修了までに納める授業料の総額」と同額を納めることになります。

Q4-3：長期履修学生は、授業料減免申請は可能ですか？

A4-3：可能です。

(2021 年 3 月 名古屋大学教育推進部作成)

(2023 年 9 月 一部改訂)

(2025 年 1 月 一部改正)